

避難行動要支援者名簿について、よくある質問をまとめました。(関係機関向け)

質問1 避難行動要支援者制度とは何ですか？

回答1 平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、平成25年6月に災害対策基本法が一部改正されました。この中で、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者(主に高齢者や障害のある方々)を対象とした名簿の作成が義務付けられました。

質問2 名簿をどのように役立てればいいのですか？

回答2 配布した避難行動要支援者名簿は、関係機関(自治会・行政区、消防署等)で情報を共有し支援に役立てることを目的としています。支援は可能な範囲で求めるものであり、義務・責任を伴うものではありません。

毎年3月末に名簿を更新し、新しい名簿の提供をいたします。併せて、前年に配布した名簿の回収を行います。

質問3 名簿に掲載されていない人がいるのはなぜですか？

回答3 避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、該当者の方には自治会・行政区などの避難支援関係者に名簿を公表する同意の有無を確認して

おり、未同意の方については名簿に記載しておりません。

また名簿は、住民基本台帳を基に作成しております。これは、市内外に転居した場合や施設に入居した際に、住民票を異動しないまま生活をしている方は、実際の住所と異なる場合があります。

質問4 自治会・行政区に加入していない名簿に掲載されている人への対応はどうか
ればよいのですか？

回答4 被災地では、災害時の取り組みをきっかけとして、自治会・行政区に加入していない方が加入に至った事例もあるそうです。

避難行動要支援者名簿の取り組みをきっかけとして、自治会・行政区活動の大切さを伝えていただきたいと考えております。

質問5 避難支援等関係者に、災害時要支援者を救出するなどの義務や責任はあるのですか？

回答5 義務や責任はありません。ご自身やご家族の安全を確保した上で、身の回りの支援を必要としている人に対して、出来る範囲で支援させていただきます
ようご理解・ご協力をお願いします。